



河 合 会 計 <sup>税 理 ±</sup>河 合 孝 彦 〒910-0019 福井市春山1丁目9番13号 TEL 0776(22)0897代 FAX 0776(27)6199 http://kawai.zei-mu.com

### ◆ 11月の税務と労務

- 国 税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請

11月15日

- 国 税/所得税予定納税額第2期分の納付
  - 11月30日
- 国 税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

11月30日

- 国 税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の
- 中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税/3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税/個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 11月30日

地方税/個人事業税第2期分の納付

都道府県の条例で定める日

#### (霜月) NOVEMBER

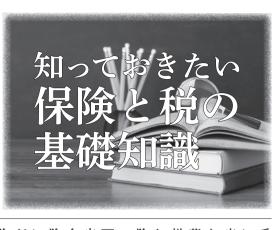
3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

•	一月一	火一	一水一	一木一	金	-
•	•	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	•	٠	•

※税を考える週間 11月11日~11月17日



**滞納処分免脱罪** 税金を滞納した場合、財産の差押えなどの滞納処分が行われることがあります。その際、財産を隠蔽するなど滞納処分の執行を免れようとする悪質な事案等について適用される罰則が滞納処分免脱罪で、3年以下の懲役または250万円以下の罰金が科されます。令和3年度は4件(7人(社))が同罪で告発されています。



につ es 保回 体険金の 険金 い税険 き 務の 処理等い仕組み ます。 と保 0 基 礎 険

#### 生 命 保 険 0) 仕 組

仕組みで成り立もらうという、 使場集 で合に、 め、保険 組 用 **全命保険には、** 組みで成り立 して、 になったときの 険 万が、 集 いう、相互扶助という、その損失を補填して集めた保険料の一部を 加入者からに っています。 (1) の備え、②病の死亡や高度 元の一部をお記さった

になると死亡・高度障害保険な金が受け取れる「生存保険」、保金期間生存していた場合に保険 たときった た気ない た気ない っ険れ様蓄、 た者て々、 「死亡保険」、被保険者があった場合に保険金が受け取険者が死亡や高度障害状能れていますが、基本的には様々な種類の保険商品が販 死亡保険」、 並が受け の 5 満期まで生存すると満期 3 た 0) 用 つ収 で け取れる「生死混合保死亡・高度障害保険金に死亡・高度障害保険金に死亡・高度障害保険金のがよる」、保証をはないた場合に保険がある。 類 長期 O 入減 合保 役 の障 少間 割 類 の働 が できます 保け あ なく 4 介 ŋ が取れるでは被保には被保 ケ ま ます。 ⑤ 貯 、なっ ガ 状

# 損 (害保険 0 仕 組

災など、損害保 す。 生じた損 (害保険 害を 偶 然は、 のリスクによって、自動車事故や火 カ バーする保険 で

は、あらかじめ決められた金を払われます。一方、損害保かじめ契約で決められた金額の入院したりした場合に、あ では、 は 生 なく、 命 損 呪したりした場合に明保険の場合、亡れ を支払う「 事故が発生したとき 亡く 実損 た金額が 金額が あら なっ た

式 で

財様

じた場合に対 人がケガをするなどの被害が合によってその製品を使用、任に関する保険は、製品のI 才 災 あ た場合 などがあります。た場合に、被害を 八などの ります。 フィスや機械などに 産に関する保険 「類があ 1や商品 事故によ 被害を補 応する保険 が盗難 りま 損 とし らって、 る保険などが 製品の不具 製品の不具 大 す。 元などにあ 被害 っては、 償 険 会社 いするも 企 13 を受 の火

っけ

0)

す。 る従た保業時 **、場合の損害を補償する保険ないよってイベントが中止になっ保険、不測かつ突発的な事由** 保険の その (害保険) 損他、 0) 不測かつ突発的なのケガに対する補償 公害を補 営 は多岐に 業ができなくなっ 償 以する保 わ 賞をす たり 険 É

#### 三 保 険 料 0) 払 41 込み 方

払い込む「一時払い」など 新時に保険期間全体の保険! 毎年1回払い込む「年払い」 は、毎月払い込む「月払い」 命 保 払い込む「月払い」の強い込み 「半年払い などが、 Ļ 方 一 半 法 を 契

全具 す。ただし、月払いや一時払い 未経過の保険料相当額が返還さ 未経過の保険料相当額が返還さ を契約が消滅した 以れ未払険を払で時 ります。 いや半 に選 選 変更することも ス約が消滅 と択した場 択 年払 払 L ます 11 合、 W · の払 み 解約などで保の払い込み方法 できま 方 約は、 ず。 0) 途 年中約

3年や5年などとする長期型払いが基本ですが、保険期間を1年とする一は、保険期間を1年とする一 割して 料を1月ごとなどに分 e V 込 む分割 年とする一 払 11 b 契約 方 間 あ 時法 を

#### 四 険 料 0) 税 務 上 0) 取 扱 61

# (1) 生

っ保険は場 険者 合生 異なり 保 料 の命 • 料の払い込み方法などによ・保険金の受取人が誰か、保険の内容、契約者・被保保険の内容、契約者・被保の法人税法上の取り扱い 保険保 ´ます。 の険 保険 料を支払 0

えば、 契約者と受取人

こ間合員人との、やで 

て

損

た保険が

料 とし

は た場場

期

間

0)

経

過

に 応じ 支払

っはをの

保

険

者を 合

は役

なり

ż

金傷

役員また 霊受取人 の害保険

従 法人に、

2業員

なり 期間の経過に応じて損金算入さ料は福利厚生費として支払ったとした場合には、支払った保険 をそ はて 定れ期 法 ム人で被保険を 同じ傷害保险 いる場合の従業品 特定 ます。 亡保険金の場合はその遺族) 、る場合は の法 ź 金算入されます。 の従 法人の役員または従業員被保険者と保険金受取人傷害保険でも、契約者が ただし、 過に応じて損 口には、これだけをは 業 負に 被保険 役員 対する その役員また または特 **吟者とし** 与 iz

## 期 前 払 費 用 保 険

£

を損金算入した。とうない。とうない。とうないない。とうないないで、これのないで、これのないで、これのないで、これのない。というないで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで

料として

計

上

年 対応 が経 過

応

じて

できます

費いの し 役 いときにまだ提供した費用のうち、 務 たといい、 の定 提 0) の供 で、前払いでは、前払いでは、前では、前では、一定終了出に、

そ がと がの前用役 事業年 できま 中度に損全の額は、 日 せ ん。 か しか算 1 年 基 入するこ 以 本 内 的 に法 に 人 は

入され、

ます。

益金に算

受け

取った金額

は

益

合険員保

取い

険金や配当金を受け取員とする傷害保険についほ険者がその法人の役員保険者がその法人の役員要約者と受取人が法人

員 人 取

で、

保

険

金

0)

税

務上

0)

扱

41

確期

た日

の属する事

年

度

は、

支払を受けるべ

きこと

す を損額た短金に日 っ費供 た金額を見用を支払 金算 の属 を支 期 入していることを条件に、 属する事業年度の損金の 入 け 前 が認 払 る でた場で 費 続し 用 め られ 0) 業年度の場ってそのすってそのすっいてのが 特 例 ます。これ ع 損支、金払支 11 11 前 ま つ払

りムは、 こと 顧誌 おお、では間の年間 まの ij す。一方、 土 0 は間、購 できません。 地特 · ス 料、 購 や例 この 読 建が 料 物 認 特税子にのよう を理版 料料 n 適 士以な やる な外 ど り が ス 用 تع 用 す るの雑あテに

に適用 提供を に適用が限られ 必要です。(下表参 支払日」 この る役務 短 期 れますの から1年 13 か 照 か年用 る 以の 注も内特

意のに例

短期前払保険料のケーススタディ

(法人の火災保険料で、契約期間か5年のものについて)							
支払方法	特例の適用	理由					
月払いで月末に翌月分 を支払う	0						
毎年3月に1年分 (4月から翌年3月分)を 支払う	0						
毎年2月に1年分 (4月から翌年3月分)を 支払う	×	役務の提供期間(4月から翌 年3月)が支払時(2月)から 1年を超えるため					
3月に、5年分を一括で 支払う	×	役務の提供期間が1年を超え るため					

入する 金っての従 が時算場保業 た保人の合金の 税は 9 人の き 7 なは遺 後者と保険を に、 税 L 族 の役 一相続財産と 受け取った が保険金を 場 合 は そ **歴となり、相続** 金を受け取った 金を受け取った 従 業取者 ŋ ま 員 人 が へをその 法

3 ---- 11 月号

(2) 取れ料しはすすに険りのはま前るるはの

0)

険

0)

に 9 帰して損に保険期間

入します。 応する金

とによって取られ容や契約者 ŋ • 扱保いて

などによって

#### 源泉徴収

### 給与が一部未払の場合

給与等の支払者は、給与の支払の際に所 得税及び復興特別所得税(以下、「所得税等」 といいます) の額を計算し、支払金額から その所得税等の額を差し引いて国に納付し ます。これを源泉徴収制度と言い、源泉徴 収された所得税等の額は、一定の所得を除 き、最終的にはその年の年末調整や確定申 告によって精算されます。

#### 1 源泉徴収をする時期

所得税等の源泉徴収をする時期は、現実 に源泉徴収の対象となる所得を支払うとき となります。したがって、給与の支払が確 定していても、現実に支払わなければ原則 として源泉徴収をする必要はありません。 つまり、給与の一部が未払いとなっている 場合には、実際に支払う給与等の金額に対 応する部分の所得税等については源泉徴収 し納付する必要がありますが、未払いの部 分については不要です。

ただし、役員に対する賞与は、支払の確 定した日から1年を経過した日において支 払があったものとみなして源泉徴収を行い、 納付をしなければなりません。

- 2 一部未払の場合の源泉徴収の計算方法 給与が一部未払の場合の源泉徴収の金額 を具体的な金額を用いて確認します。
- ① その月に支払うべき給与等の金額を 「給与所得の源泉徴収税額表」に当ては めて所得税等の額を求めます。例えば、 給与の総支給額が30万円(うち10万円 が未払とします)、その月の社会保険料 等控除後の給与等の金額が25万円、源 泉徴収税額を3.300円と仮定します。
- ② 求めた所得税等の額に、支払うべき給 与等の金額を分母、実際に支払った給与 等の金額を分子とした割合を掛けます。 (支給分)

3,300 円×200,000 円/300,000 円=2,200 円 (未払分)

3.300 円×100.000 円/300.000 円=1.100 円

### 稼働 休 は 産 の 産 減 量 価償 $\mathcal{O}$

#### いる機 して償却することができま ます。 減価償却は可能でしょう いる資産 用に供しているもの 械がありま よって、 減価償却資産は につ ため稼働を L١ 稼働 ては、 す。 この を 休止して 原則と 休止し 事 せ 業の を ん。

61

と認められる限りついては、そのな するために とができま また、 通常要する 他 移設. の す。 場 移設期間、場所におい 1) 固定資産に 期 簡 『が移設 である 7 使用

して

該当するものは おり、中に必 あるもののであるものであるものである。 つでも な  $\mathcal{O}$ は、 ح 持 稼働 して償却するこ 減価償却資産に できる状態 が わ

## 前受金や前払金などが あるときの消費税の取扱い

課税資産の譲渡等や課税仕入を行った場 合に、代金の前受や前払が発生することが あります。消費税の計算において、課税資 産の譲渡等に係る前受金や未収金等の譲渡 等の時期や、課税仕入れに係る前払金や未 払金等の課税仕入れの時期はいつになるの でしょうか。

これらの前受金や前払金等については、 所得税や法人税の場合と同様に、入出金の 時期に関わらず、資産の引渡しやサービス の提供があった時に認識することとされて います。ただし、前払費用のうち、支出し た時に必要経費や損金算入することが認め られている短期前払費用については、その 支出した時期に課税仕入れに含めることに なります。

なお、青色申告者で所得税法上の現金主 義の適用を受けている小規模事業者は、入 出金の日を資産の譲渡等の時期とすること ができます。